

平成30年度 荒川区立第四中学校 いじめ防止対策に関する基本方針

「いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日発布、9月28日施行)」の施行に伴い、荒川区立第四中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1 「いじめ」の定義(文部科学省による)

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- (1) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもたせる指導を徹底する。
- (2) いじめの早期発見と、迅速な対応を徹底する。
- (3) いじめられている生徒の立場に立った親身の指導(気持ちに寄り添い、徹底して守ること)を重視する。
- (4) いじめは、暴力や犯罪であるという認識をもたせる指導を徹底する。
- (5) 4極構造(加害生徒、被害生徒、傍観者、大人)でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取組を重視する。

3 いじめ防止対策の整備

(1)「いじめの相談窓口」

「いじめ」は早期発見、早期対応が求められる。基本的には、学級担任をはじめ、すべての教員を窓口とするが、組織的な窓口としては、以下のとおりとする。

副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心理専門相談員、特別支援教育支援員、特別支援教育補助員

(2)「いじめ防止対策校内委員会」の設置

「いじめ」は早期発見、早期対応、早期解決の取組を行うための組織として、「いじめ防止対策校内委員会」を設置する。具体的には以下のメンバーとする。

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭

なお、「いじめ防止対策校内委員会」は、いじめの防止対策、早期解決の取組以外に、いじめに関する研修会の開催や、いじめ防止のための生徒への一斉指導、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。

4 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制の関係図

